

## ○中井町不用品情報交換事業『リサイクル情報掲示板』実施要綱

平成 19 年 12 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、家庭で不用となった使用可能な生活用品(以下「リサイクル品」という)の提供を希望する者及び譲り受けを希望する者の情報交換の場の提供に関して必要な事項を定め、不用品の有効利用を図り、ごみの減量化を促進することを目的とする。

### (名称)

第 2 条 この要綱に基づいて行う事業を不用品情報交換事業(以下「本事業」という。)という。

### (掲示板の設置)

第 3 条 前条の目的を達成するため、リサイクル品に関する情報交換の場として、役場庁舎 1 階等にリサイクル情報掲示板(以下「掲示板」という。)を設置する。

### (利用者の範囲)

第 4 条 掲示板の利用は、町内に住所を有し 20 歳以上で営利を目的としない者とする。

### (登録方法)

第 5 条 掲示板の利用を希望する者は、リサイクル品提供登録カード及びリサイクル品希望情報登録カード(別記様式 1、以下「提供情報カード」及び様式 2、以下「希望情報カード」という。)に所定の事項を記入し、町へ提出する。

### (登録の決定)

第 6 条 提出された情報カードの内容を審査した後、登録の可否を決定し、掲示板への貼付を以って利用希望者に通知したものとする。ただし、同一期間中に 1 人 5 点までとする。

(情報提供の内容)

第7条 登録が完了したリサイクル品の情報は、役場庁舎1階等に設置の掲示板に以下の内容を掲示する。

- (1) 提供または譲り受けを希望するリサイクル品の名称
- (2) その他必要であれば、規格・写真など特徴がわかるもの

(リサイクル品の情報提供の中止等)

第8条 掲示板の利用を中止しようとするときは、速やかに環境経済課にその旨を連絡しなければならない。

(リサイクル品情報の掲示期間)

第9条 原則としてカードの登録が完了し、掲示板に貼付した日から二ヶ月間を経過した場合は、掲示板から撤去する。

(登録対象品目)

第10条 一般家庭で不用となった再使用可能な物を対象とし、破損や汚れがなく、無料で提供できる物とする。

(登録対象外品目)

第11条 営利を目的とする物や以下の物は、登録対象外とする。

- (1) 法令の定めにより所持・販売規制を受ける物及び盗品並びに登録及び登記の必要な物
- (2) 金券などの換金できる物
- (3) 人体に悪影響を与える物
- (4) 食料品や動物など衛生管理の上で支障がある物
- (5) 一部の家電製品、パソコンなど処理費用が義務づけられている物
- (6) その他、町において不相当と判断した物

(情報の取得)

第12条 本事業の登録者に係る連絡先等の情報を得ようとする利用者は、環境経済課に申し込みをするものとし、環境経済課はその情報を利用者に知らせるものとする。

(交渉方法)

第13条 利用者は、登録者本人と直接交渉するものとする。

2 情報の提供を受けた者は、交渉の結果を速やかに環境経済課に連絡すること。

3 町より情報を取得した利用者は交渉以外に使用しないこと。

(その他)

第14条 『リサイクル情報掲示板』の利用による注意事項は以下のとおりとする。

(1) 町はリサイクル品の情報を提供するのみで、物品の受け渡し等については、当事者間の責任において行なうものとする。

(2) 登録品（受け渡し後も含む）に関する故障、苦情等の問題が発生した場合は、当事者間で協議の上、解決するものとし、町では一切関与しない。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。